|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 協議者・届出者 | 住所 |  |
|  | 氏名 |  |

**①　景観特性の把握及び景観形成のコンセプト**

地域の特性をいかした景観形成を図るため、景観構造の特性を踏まえるとともに、景観形成方針にそった計画としてください。計画地及びその周辺の地域特性や景観形成の現況を把握したうえで、どのような考慮をしたか、計画地の状況や計画の主旨を記入してください。

|  |
| --- |
| （基準） 良好な都市景観の形成に向けて、敷地周辺の景観の状況を把握し、地域の歴史やまちの成り立ちを考慮したうえで、景観形成方針を踏まえ、建築物等の配置、規模、形態意匠及び外構などについて周辺のまちなみと調和のとれたものとなるよう努める。 |

**〇計画地の状況**

|  |  |
| --- | --- |
| 着　眼　点 | 計画地及び周辺の景観特性 |
| 景観に関する地域地区 | □ 該当あり  景観配慮ゾーン（ □都心中央部　　□上町台地　　□大阪城　　□河川　　□道路 ）  その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）  □ 該当なし |
| 立地特性や敷地の見え方 |  |
| 周辺のまちなみや景観資源、特徴的な景観 |  |
| 地域の歴史 |  |

**〇計画の主旨**

|  |  |
| --- | --- |
| 着　眼　点 | 計画の主旨 |
| 周辺のまちなみと調和のとれた工作物の  配置、規模、形態意匠及び外構  遠景づくり、中景づくり、近景づくりへ  の配慮 |  |

**②　景観形成基準（工作物の建設等）**

①で整理した内容を踏まえ、各項目とその基準について、自己評価を行い、その配慮した事項について記入してください。

| 項　目 | 基　　　準 | 自己  評価 | 配慮事項記入欄 |
| --- | --- | --- | --- |
| 配 置 等 | ・敷地際に空地を設け、周辺への圧迫感や威圧感の軽減に努める。  ・主たる道路や隣接する公園等の公共空間からの見え方に十分配慮し、工作物に付属する駐車場等がある場合は、その周囲及び出入口等の緑化に努める。 |  |  |
| 外　　観 | ・工作物単体のバランスだけでなく、周辺景観と調和するよう、形態意匠を工夫する。  ・工作物の正面だけでなく、海上、主たる道路や隣接する公園等の公共空間から見える、工作物の側面や背面の形態意匠も工夫する。  ・大規模な面は、圧迫感のある単調なものとならないよう、形態意匠を工夫する。 |  |  |
| ・周辺のまちなみや工作物全体の形態意匠と調和のとれた色彩とする。 |  |  |
| ・工作物と一体となった広告物やサインは、周辺景観や敷地内の建築物等と調和するよう、形態意匠や設置位置を工夫する。 |  |  |
| ・材料は、汚れが目立ちにくいもの、維持管理が容易なもの又は経年により景観をそこなうことのないものとするよう努める。 |  |  |
| ・主要な視点場からの眺めに配慮し、ランドマークとなるような工作物については魅力的なシルエットを形成するともに、周囲の建築物等との調和や周囲の眺望を意識したスカイラインを形成するよう形態意匠を工夫する。 |  |  |
| 【河川景観配慮ゾーン】  ・対岸、橋上及び水上からの見え方を意識した形態意匠となるよう工夫する。  ・安治川など舟運ルートが整備されている河川沿川の敷地では、沿川のまちなみと調和した形態意匠となるようファサードデザインを工夫するとともに、植栽などについても水辺と調和のとれたデザインとなるよう努める。 |  |  |
| 夜間景観 | ・照明演出を行う場合は、工作物の美しさや魅力を高めるものとし、周辺のまちなみの風景の一部となることを考慮して表現内容や表現方法を工夫する。また、周辺環境に配慮した輝度とする。  ・光のまちづくり推進委員会での取り組みを踏まえ、護岸や橋梁等の良好なライトアップに努める。 |  |  |
| ・周辺に近代建築物など歴史的な景観資源やエリアを象徴する建築物等がある場合は、それと調和するよう配光や色温度に配慮する。 |  |  |
| 夜間景観 | ・主要な視点場からの眺めに配慮し、ランドマークとなる工作物の良質なライティング、水面への映りこみに配慮した照明などにより、港に映える夜間景観の形成に努める。 |  |  |
| 【河川景観配慮ゾーン】  ・主要な視点場からの眺めに配慮し、大川、堂島川、土佐堀川及び安治川に面する工作物は、水面への映りこみに配慮した照明などにより、都市の魅力を高める水辺の夜間景観の形成に努める。 |  |  |
| 【河川景観配慮ゾーン】  ・大川、堂島川、土佐堀川及び安治川に面する工作物の部分について、主要な視点場からの景観資源への眺望範囲に広告物やサインを設置し、照明を施す場合は、周辺環境に配慮した輝度とするほか、視点場からの見え方に留意し、目立たないような工夫に努める。  ・主要な視点場からの眺めに配慮し、大川、堂島川、土佐堀川及び安治川に面する工作物上部の広告物やサインについて、照明を施す場合は、内照式は避け、できる限り外照式とするよう努める。ただし、文字のみの場合は可とする。 |  |  |

|  |
| --- |
| 【自己評価】　　　◎：十分配慮した　　　○：配慮した　　　－：非該当 |